

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年5月15日

【会社名】 株式会社スマートバリュー

【英訳名】 Smartvalue Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渋谷 順

【本店の所在の場所】 大阪市中央区道修町三丁目6番1号

【電話番号】 06-6227-5577（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門統括 藤原 孝高

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区道修町三丁目6番1号

【電話番号】 06-6227-5577（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門統括 藤原 孝高

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年2月14日開催の取締役会において、イリオスネット株式会社（本社：東京都港区高輪2-15-21 コシダビル5F、代表取締役社長 宮崎 毅）に対して、当社が運営する移動体情報通信機器の販売代理店事業を譲渡することについて決議し、同日付で基本合意書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示の関する内閣府令第19条第2項8号の規定に基づき、臨時報告書を提出しております。

この度、当社はイリオスネット株式会社と本事情譲渡に関して最終合意に達し、事業譲渡契約を締結いたしましたので、先に提出した臨時報告書の内容を補充するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(3) 当該事業譲渡の契約内容

譲渡財産

事業譲渡日程

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

譲渡財産

現時点では確定しておりません。

事業譲渡日程

取締役会決議 2020年2月14日

基本合意書締結 2020年2月14日

事業譲渡契約締結 2020年3月31日(予定)

事業譲渡日 2020年3月31日(予定)

(注) 本事業譲渡は、会社法第467条第1項各号の規定に該当しない事業譲渡であるため、当社の株主総会の決議を要し
ません。

なお、現時点では当該事業の諸条件は未確定であり、詳細が決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(訂正後)

譲渡財産 (2020年3月31日現在の帳簿価額)

科目	金額
流動資産	108百万円
固定資産	192百万円
流動負債	二
固定負債	24百万円

事業譲渡日程

取締役会決議 2020年2月14日

基本合意書締結 2020年2月14日

事業譲渡契約締結 2020年3月31日

事業譲渡日 2020年3月31日

(注) 本事業譲渡は、会社法第467条第1項各号の規定に該当しない事業譲渡であるため、当社の株主総会の決議を要
し
ません。

以上